

平成 25 年 9 月 30 日  
中部地方整備局河川部  
新丸山ダム工事事務所  
設楽ダム工事事務所  
浜松河川国道工事事務所  
三峰川総合開発工事事務所

## 平成 25 年度における中部地方整備局管内の ダム事業費等監理委員会 開催結果について

ダム建設事業は、調査計画段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理段階に至るまで、長い期間と多額の事業費を必要とするプロジェクトであり、事業者として、これまでも増して、より一層のコスト縮減、工期遵守に取り組んでいくことが求められています。

このため、平成 20 年 8 月 5 日に事業ごとに「ダム事業費等監理委員会」を設置し、毎年、コスト縮減策やその実施状況、事業の進捗状況、工事工程の進捗状況等について、ご意見を頂いております。

平成 25 年度については、委員会を開催し、次のご意見を頂きました。

なお、委員会の説明資料等については、各事業のホームページでご覧頂けます。

### <開催結果>

【新丸山ダム事業費等監理委員会】<http://www.cbr.mlit.go.jp/shinmaru/>

- ダム検証における「継続」の対応方針決定を受け、本体工事に向け必要な事業を今年度も含め、効率的に実施されたい。
- ダム検証において、全体工期を検証終了後 16 年と示されているが、今後、さらなる工期短縮やコスト縮減に努められたい。
- 電力需給のあり方の議論がなされている社会情勢を鑑み、水力を活用した発電を促進させるべきではないか。（全事業共通）
- H24 予算における土捨場の土砂流出対策の工事費の一部を、生活再建道路の調査設計費に活用しているが、生活再建道路を優先した理由は何か。

（事務局からの説明）

・生活再建道路の整備箇所において、産廃処理場建設計画があったことから、当該区間のみ未整備となっていたが、計画予定地等が岐阜県へ譲渡され、整備を進められることとなった。これまで、移転いただいた方の生活にご不便をお掛けしていたことから、土捨場の土砂流出対策の整備とともに、生活再建道路の調査・設計を進めたところ。

なお、土捨場の土砂流出対策の進捗に影響のない範囲で予算を活用している。

【設楽ダム事業費等監理委員会】

<http://www.cbr.mlit.go.jp/shitara/01menu/18kanshi/kanshi.html>

- 地域住民への必要な説明がきちんと行われていることが確認できたが、今後も適切に実施されたい。
- 地域住民への補償については、道路整備等の基盤整備をされているとのことであるが、地域住民の個々の生活も考慮した様々な施策を考えていただきたい。
- 予算の実施内容（H24の当初と変更、H24とH25の金額の相違点等）において、説明資料をわかりやすく作成されたい（全事業共通）。
- 生活再建道路は現在設計をしている段階とのことであるが、今後コスト縮減に努められたい。

【天竜川ダム再編事業費等監理委員会】 <http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/>

- 現在の事業の進捗状況はどの段階なのか。  
（事務局からの説明）
  - ・段階的な対応策を含めた治水・堆砂対策計画の案については平成25年度中とりまとめを目標に検討を進めている。
- 治水・堆砂対策計画の検討については、何に注目してどの様に評価するのか、また、それをできるだけ定量的に示すよう整理されたい
- 置土実験の目的と結果が、事業への様に反映されるのかを分かりやすく整理されたい。
- 平成24年度の治水・堆砂対策計画の検討等における各実施内容について、業務からどの様な結果が出て、事業への様に繋がるのかといった関係性を整理されたい。

【三峰川総合開発ダム事業費等監理委員会】 <http://www.cbr.mlit.go.jp/mibuso/>

- 排砂による下流への影響を検証しつつ、天竜川全域として土砂管理に取り組んでいくべき。  
（事務局からの説明）
  - ・土砂バイパス施設の運用による下流への影響はこれまでのモニタリング結果からは認められていないが、湖内堆砂対策施設の運用による下流への影響についても、今後検証していく。
  - ・天竜川流域全体としては、総合土砂管理の観点から、今後も水系全体の課題として取り組んでいく。
- コスト縮減策については、同様の取り組みを行っている事業間で情報共有を図られたい。（全事業共通）
- 分派堰上流の管理移行後の堆砂対策の考え方についても整理するように。  
（事務局からの説明）
  - ・管理移行後も堆砂対策として土砂排除を行っていく必要があるが、土砂排除にあたっては、民間砂利採取も活用しつつ、コスト縮減に努めていく。

<問合せ先>

国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課

課長補佐 武田 真吾

TEL 052-953-8148

国土交通省中部地方整備局新丸山ダム工事事務所

副所長 青島 重行

TEL 0574-43-2780

国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所

副所長 栗木 信之

TEL 0536-23-4331

国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所

副所長 水野 益宏

TEL 053-466-0111

国土交通省中部地方整備局三峰川総合開発工事事務所

副所長 瀬古 眞一

TEL 0265-98-2921

## 新丸山ダム事業費等監理委員会 運営要領

### 第1条（総 則）

本要領は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会設置要領（平成20年3月31日付国部整河計第92号）」第6条の規定に基づき、新丸山ダム事業費等監理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものである。

### 第2条（組 織）

1. 委員会は、別紙の委員をもって構成する。
2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を総括するものとする。
3. 必要に応じ、委員長の指名する委員を追加することができる。

### 第3条（所掌事項）

委員長は、事務所長からの要請を請けて委員会を招集するものとする。委員会は、原則として以下の事項について、確認を行うとともに意見を述べるものとする。なお、これ以外の事項について、事務所長から要請のあった場合には、確認を行うとともに意見を述べるものとする。

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 当該年度の予算と事業内容
- 3) 当該年度の目標とスケジュール
- 4) コスト縮減策の具体的な内容

### 第4条（委員の任期）

委員の任期は、原則として委嘱のあった日から5年間とする。なお、5年以内に当該事業が完成した場合は、管理に移行する日までとする。

### 第5条（事務局）

委員会の事務局は、新丸山ダム工事事務所工務課に置くものとする。

### 第6条（委員長への委任）

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

### 附 則

この運営要領は、平成20年8月5日から適用する。  
平成23年11月1日 一部改定。  
平成25年8月28日 一部改定。

## 新丸山ダム事業費等監理委員会・名簿 委員

区分	専門分野	氏名	所属
学識経験者	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学経済学部総合政策学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	マスコミ	すずき やすひこ 鈴木 泰彦	中日新聞社設楽通信部／編集委員
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学工学部都市建設工学科／教授
	コンクリート工学	うちだ ゆういち 内田 裕市	岐阜大学総合情報メディアセンター 高度情報システム開発研究部門／教授
関係機関		いわさき よしひさ 岩崎 福久	岐阜県県土整備部河川課長
		むかい かつゆき 向井 克之	愛知県建設部河川課長
		まんなか あきお 満仲 朗夫	三重県県土整備部河川・砂防課長
		かわぐち まさき 川口 雅樹	関西電力(株)東海支社 土木グループチーフマネジャー

(順不同、敬称略)

## 事務局等

区分	氏名	所属
中部地方整備局	わたなべ まもる 渡邊 守	河川部広域水管理官
	あんどう もとはる 安藤 元治	新丸山ダム工事事務所長
	やまもと あきひろ 山本 昭弘	丸山ダム管理所長

# 新丸山ダム建設事業について

平成25年 8月28日  
国土交通省 中部地方整備局  
新丸山ダム工事事務所

1. 事業の概要	1
1) 流域の概要	1
2) 事業の目的及び計画内容	2
3) 事業の経緯	4
4) 事業の進捗状況	5
2. 平成24年度予算	6
1) 実施内容	6
2) 事業実施箇所	7
3) 個別説明	8
(1) 口杣沢地区整備	8
(2) 維持作業等	9
(3) 生活再建工事	10
4) コスト縮減策	11
3. 平成25年度予算	12
1) 実施内容	12
2) 事業実施箇所	13
3) 個別説明	14
(1) 口杣沢地区整備	14
(2) 生活再建工事	15

# 1. 事業の概要

## 1) 流域の概要

木曾川は幹川流路延長229km、流域面積5,275km<sup>2</sup>の我が国で有数の大河川です。流域市町村には、約238万人（20市13町4村）の人々が生活しており、この地域の産業・経済・社会・文化の発展の基盤を築いてきました。



位置図



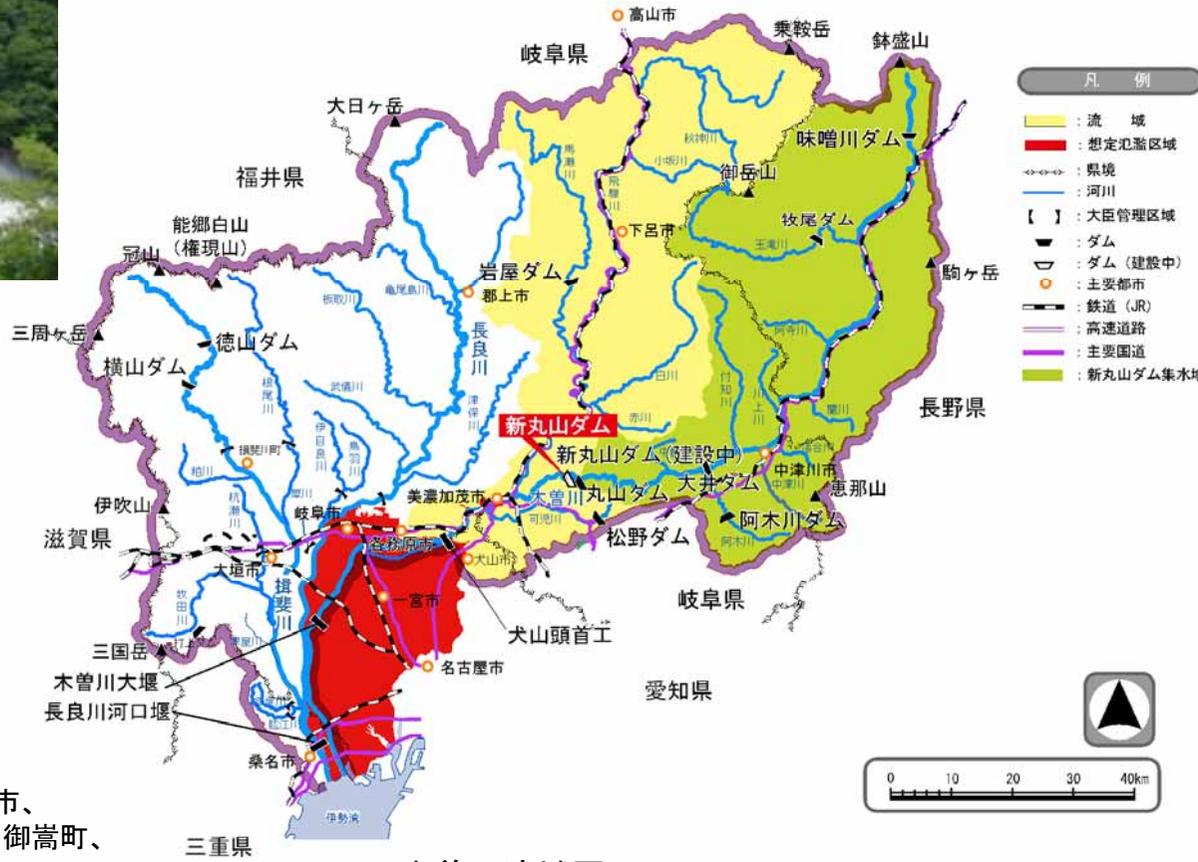
丸山ダム(昭和31年3月完成)

木曾川の流域概要

流域面積	5,275 km <sup>2</sup>
幹川流路延長	約 229 km
流域市町村数 <sup>1</sup>	20市 13町 4村
流域市町村人口 <sup>1,2</sup>	約 238 万人

- 1 流域市町村  
 (長野県) 上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、大滝村、大桑村  
 (岐阜県) 高山市、中津川市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、可児市、郡上市、下呂市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津長、白川町、東白川村、御嵩町、関市、各務原市、岐阜市、岐南町、羽島市、海津市、笠松町  
 (愛知県) 犬山市、江南市、扶桑町、一宮市、稲沢市、愛西市、弥富市  
 (三重県) 桑名市、木曾岬町

2 出典:平成22年度国勢調査(総務省)



木曾川流域図

## 2) 事業の目的及び計画内容①

### (1) 事業の目的

■丸山ダムの堤体を嵩上げし、洪水調節機能を確保して、木曾川中下流部の洪水氾濫から人々の暮らしを守ると共に流水の正常な機能の維持及び発電を行う。

### (2) 計画内容

○実施箇所(木曾川水系木曾川):(左岸)岐阜県可児郡御嵩町 (右岸)岐阜県加茂郡八百津町

#### ○計画内容

##### <洪水調節>

戦後最大規模相当となる昭和58年9月洪水と同規模の洪水に対して、基準地点犬山において約3,200m<sup>3</sup>/sの流量を低減させる。

##### <流水の正常な機能の維持>

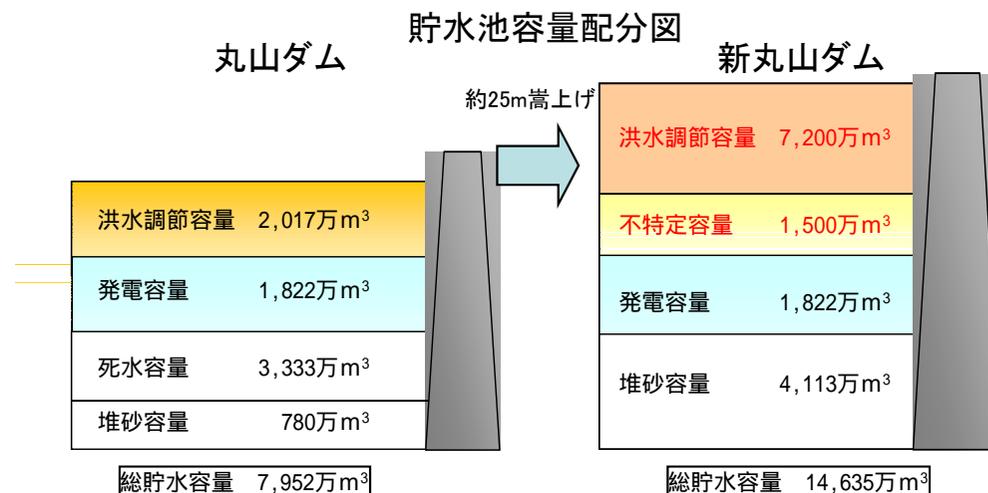
1,500万m<sup>3</sup>の容量を用いて既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流水を確保する。

##### <発電>

既設の丸山発電所及び新丸山発電所において発電を行う。

### 新丸山ダム完成前後のダムの諸元

	丸山ダム諸元	新丸山ダム諸元	差 分
形式	重力式 コンクリートダム	重力式 コンクリートダム	—
堤高	約 98 m	約 123 m	約 25m 増
流域面積	約 2,409 km <sup>2</sup>	約 2,409 km <sup>2</sup>	—
湛水面積	約 3 km <sup>2</sup>	約 4 km <sup>2</sup>	約 1km <sup>2</sup> 増
総貯水容量	7,952 万m <sup>3</sup>	14,635 万m <sup>3</sup>	6,683 万m <sup>3</sup> 増
洪水調節容量	2,017万m <sup>3</sup>	7,200万m <sup>3</sup>	5,183万m <sup>3</sup> 増
利水容量	1,822万m <sup>3</sup>	1,822万m <sup>3</sup>	—

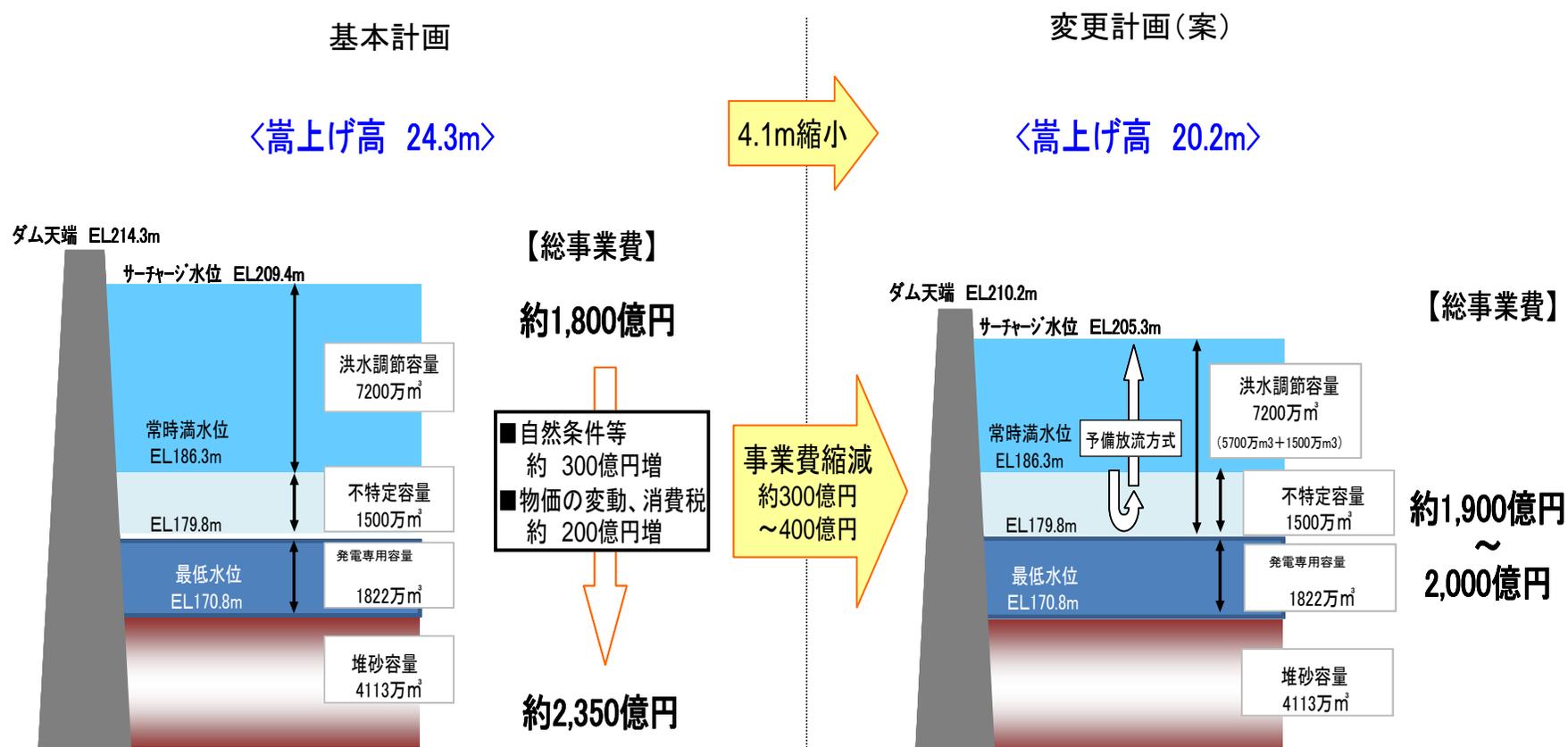


不特定容量・・・既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流水の確保のための容量

## 2) 事業の目的及び計画内容②

### ■ 変更計画(案)

- ・新丸山ダムは特定多目的ダム法第4条に基づく「新丸山ダムの建設に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定されているが、木曾川水系河川整備基本方針の策定(平成19年11月)に伴い計画外力が変更されたため、ダム放流設備等の検討が必要となったことから、基本計画の見直しに係る検討を行ってきた。
- ・ダム設計洪水流量の見直しを行うとともに、洪水調節方式の見直し及び予備放流方式を採用し、貯水池容量配分、ダム高の見直しを行った。
- ・ダム検証は、このダム計画の見直しを反映した変更計画(案)(以下「変更計画(案)」という。)を対象としている。



### 3) 事業の経緯

昭和31年	3月	丸山ダム完成
昭和55年	4月	丸山ダム再開発事業実施計画調査に着手
昭和61年	4月	建設事業に着手
平成 2年	3月	水源地域対策特別措置法に基づくダムに指定
平成 2年	5月	特定多目的ダム法に基づく「新丸山ダム基本計画」を告示
平成 4年	3月	損失補償基準の妥結調印
平成 6年	1月	水源地域対策特別措置法の水源地域指定、整備計画の決定
平成17年	6月	新丸山ダム基本計画変更(第1回)を告示 工期の延伸(平成14年度→平成28年度)
平成19年	11月	木曾川水系河川整備基本方針を策定
平成20年	3月	木曾川水系河川整備計画を策定
平成21年	12月	新たな基準に沿った検証の対象事業
平成22年	12月	「第1回新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」を開催(第2回幹事会:平成23年4月)、(第3回幹事会:平成23年6月)、(第4回幹事会:平成24年10月)、(第5回幹事会:平成25年3月)
平成23年	8月	「第1回新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催(第2回:平成25年4月)
平成23年	8~9月	「新丸山ダム検証に係る検討 治水、流水の正常な機能の維持対策案」に対するパブリックコメントの実施
平成25年	5月	「新丸山ダム建設事業の検証に係わる検討報告書(素案)」に関し、学識経験者・関係地方公共団体の長・関係利水者・関係住民からの意見聴取
平成25年	6月	事業評価監視委員会(「継続」とする対応方針(案))
平成25年	7月	「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」
平成25年	7月	国土交通大臣:「継続」とする対応方針決定

## 4) 事業の進捗状況

### ○ 予算執行状況

- ・H24年度 7.10億円
- ・H25年度 11.14億円
- ・H24年度迄 約652億円（進捗率約36%）

現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく検討を行っているところですが、検証が終了するまでの間は新たな段階に入らず、現在の段階（生活再建工事）を継続する必要最小限の事業を実施しています。

（平成25年3月末時点）

補償基準他	平成4年3月 一般補償基準妥結（地権者との用地補償等に係る基準は全て妥結）			
用地取得 (118ha)	98%(115ha)			
家屋移転 (49戸)	100%(49戸)			
付替道路 (全体) (31.6km)	32%(10.1km)			
ダム本体及び関連工事	仮排水トンネル	基礎掘削	コンクリート打設	試験湛水

# 2. 平成24年度予算

## 1) 実施内容

### ○平成24年度予算額

・当初:4.34億円 業務勘定除く

### ○事業目標

・検証を進めている新丸山ダムについては、基本的に、新たな段階に入らず、地元住民の生活設計等への支障に配慮した上で、土砂流出対策、施設維持等必要最小限の予算を計上。

#### 当初

(百万円)

#### 工事費(359.4)

- ①土捨場の土砂流出対策
  - ・口杣沢地区整備(約335)
- ②施設維持等
  - ・維持作業等(約19.9)
  - ・借地料(約4.5)

▲93.0

#### 測量設計費(49.4)

- ①継続調査
  - ・地下水調査(約5)
- ②その他
  - ・実施方針策定関連(約30)
  - ・図面作成業務等(約14.4)

+2.0

#### 用地費及び補償費(0)

#### 船舶及び機械器具費(24.8)

- ①電気通信施設保守点検等
  - ・自動電話交換装置更新(約20.6)
  - ・電気通信施設保守点検等(約4.2)

▲2.0

▲1.7

#### 事業車両費(1.0)

- ①車両管理点検等(約1.0)

#### 変更

(百万円)

#### 工事費(268.4)

- ①土捨場の土砂流出対策
  - ・口杣沢地区整備(約244.2)  
生活再建道路として付替県道井尻八百津線の設計を優先して実施したことによる減額。
- ②施設維持等
  - ・維持作業等(約19.7)  
○法面排水処理、除草、清掃(約19.7)
  - ・借地料(約4.5)

#### 測量設計費(144.1)

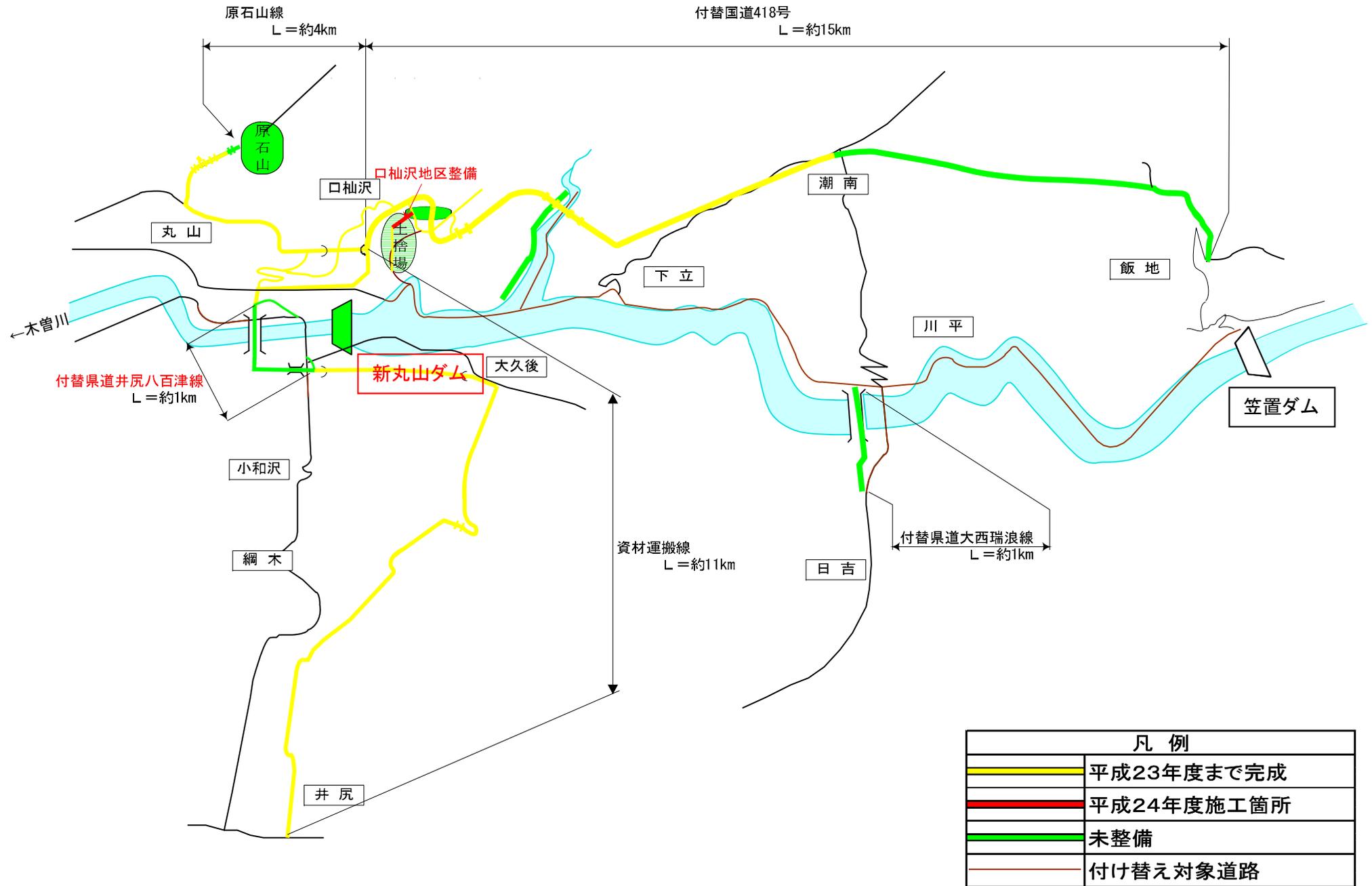
- ①継続調査
  - ・地下水調査(約0)  
調査データ整理・解析を次年度実施とした事による減額
- ②生活再建工事
  - ・付替県道井尻八百津線調査・設計(約91.9)  
水没予定者等の生活路線である付替県道井尻八百津線において、付替道路予定地に計画されていた産業廃棄物処分場建設予定地が、岐阜県に譲渡されたことから、整備を行うための調査・設計を実施するために増額。
- ③その他
  - ・実施方針策定関連(約39.3)  
ダム検証に関する検討による増額
  - ・図面作成業務等(約12.9)

#### 用地費及び補償費(0) -

#### 船舶及び機械器具費(21.1) 精算による減額

#### 事業車両費(1.0) 変更無し

## 2) 事業実施箇所

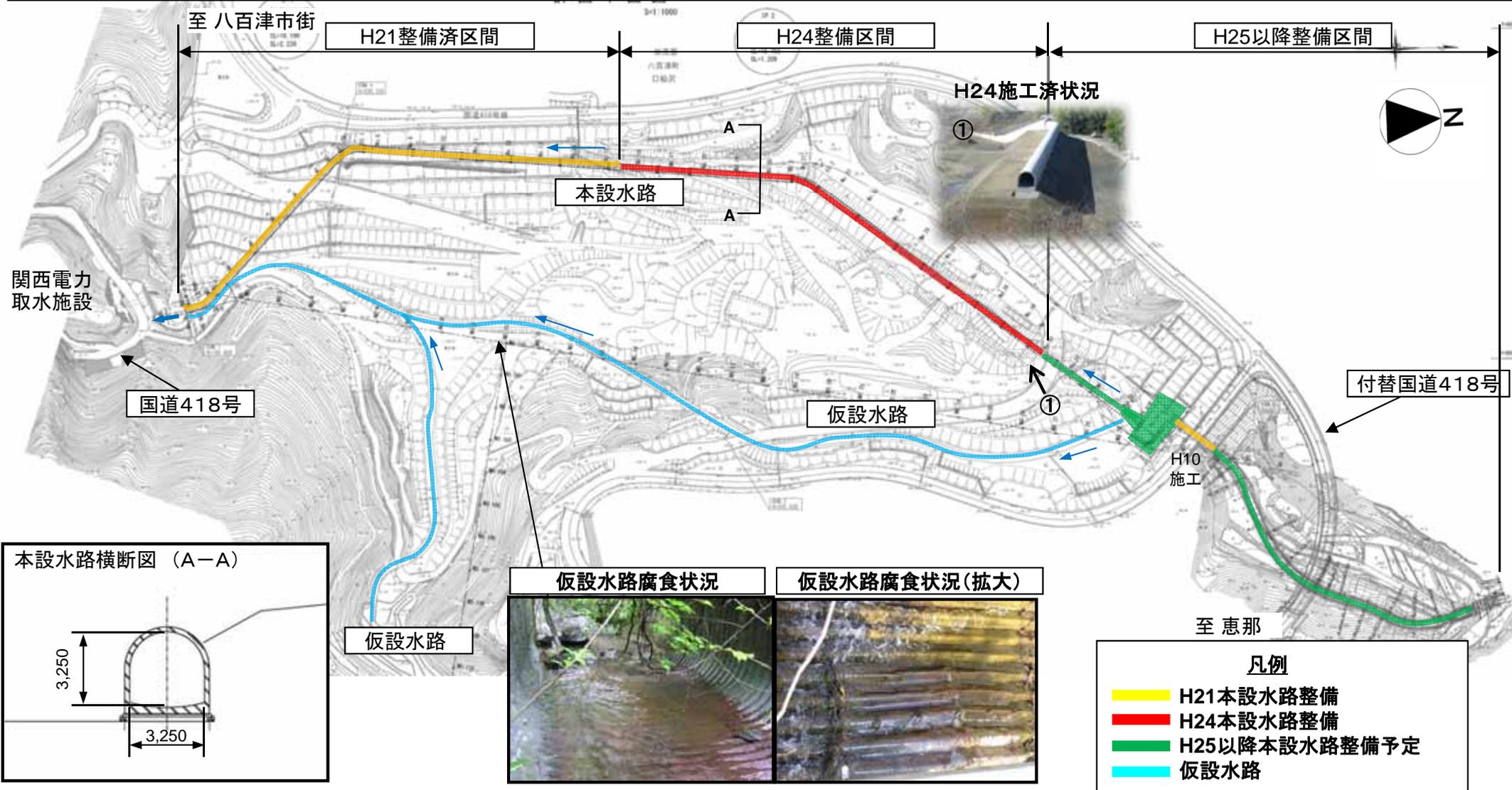


### 3) 個別説明

#### (1) 口杣沢地区整備

(約244.2百万円) 工事費

ダム建設に伴う土捨場整備のため付け替えた仮設水路の老朽化が著しく、腐食による漏水で当土捨場の土砂が流出し、水路下流の国道418号が通行止めとなる等、地域住民の生活に支障を与えていることから、早急な対策が必要であり、本設水路整備を実施した。

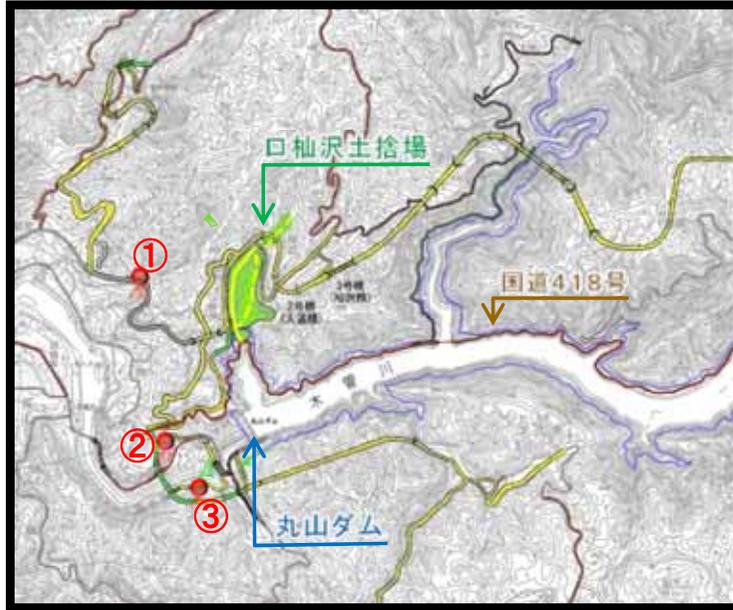


### 3) 個別説明

#### (2) 維持作業等 (H24年度の主な維持作業内容)

(約19.7百万円) 工事費

『位置図』



① 原石山線  
排水施設清掃・除草作業



② 丸山地区  
除草作業



③ 小和沢地区  
法面排水処理作業

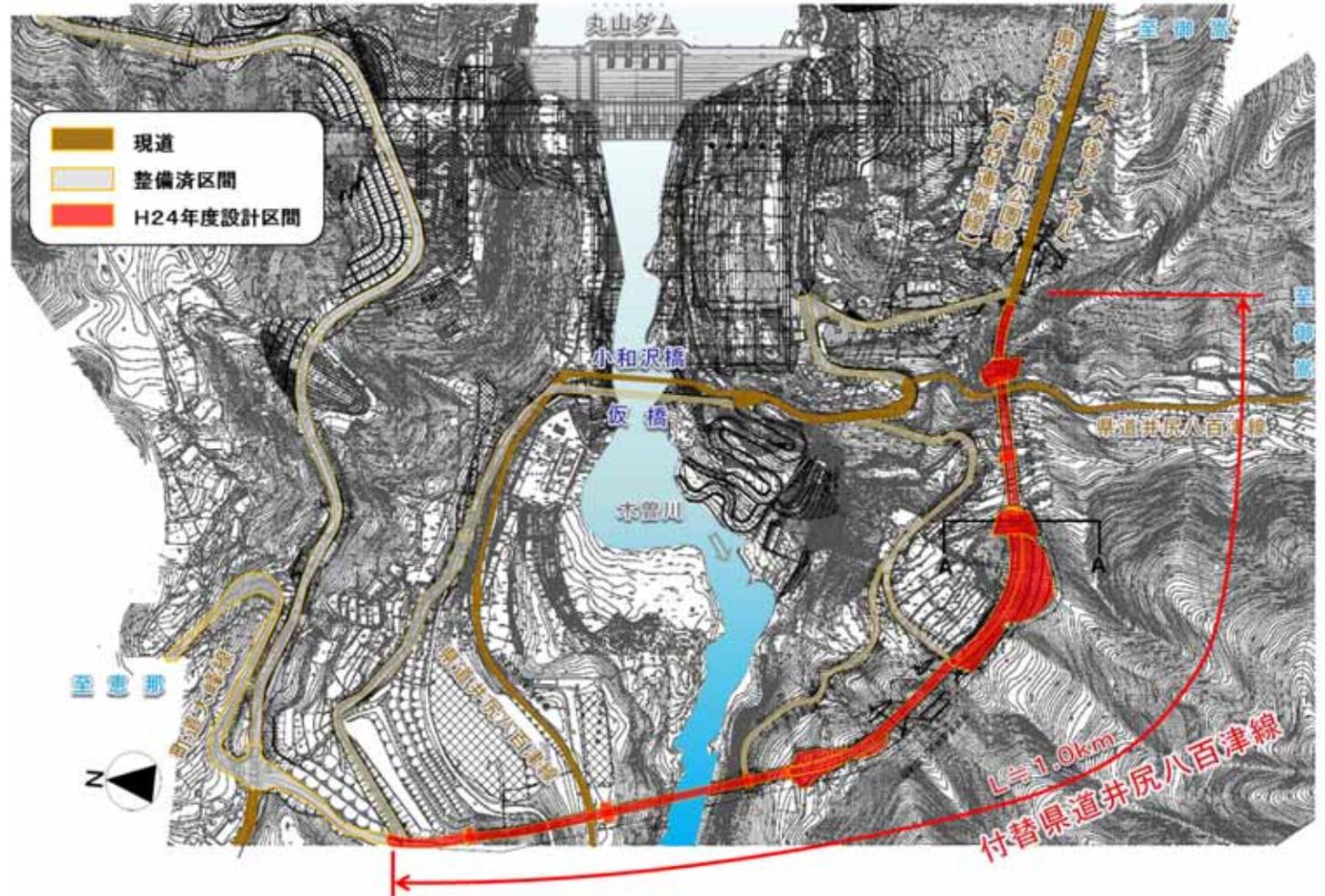


### 3) 個別説明

#### (3) 生活再建工事(付替県道井尻八百津線)

(約91.9百万円) 測量設計費

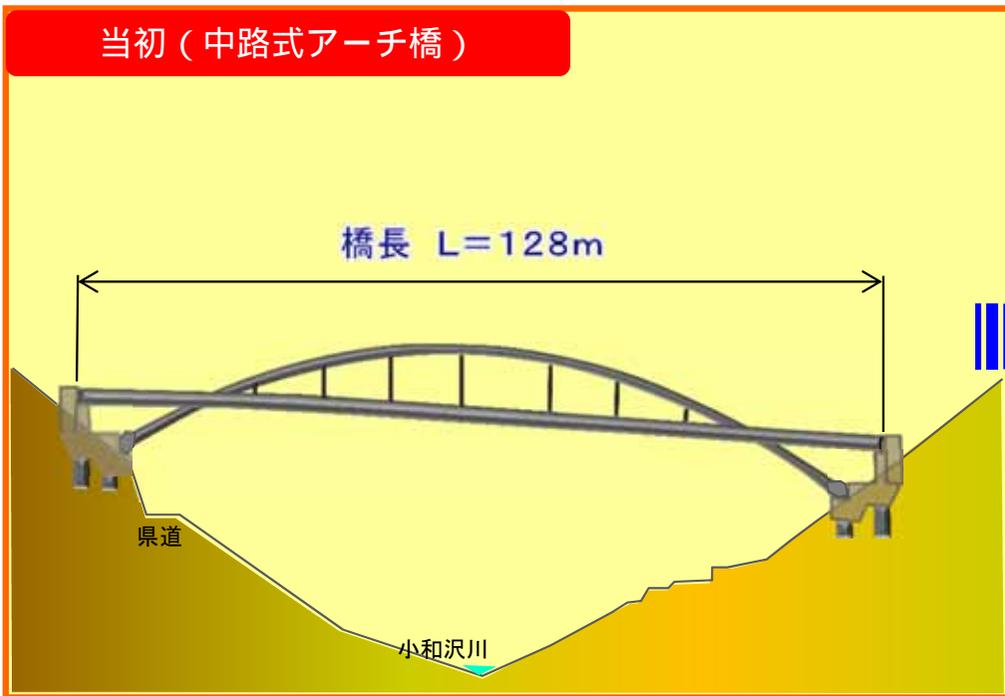
ダム建設に伴い水没地となる地域の方々がすでに移転をおこなっており、移転先から元の居住地までの生活道路として付替道路を利用するため、早期に付け替えを行う必要があります。付替道路予定地に計画されていた産業廃棄物処分場建設予定地が、岐阜県に譲渡されたことから、整備を行うための調査・設計を実施した。



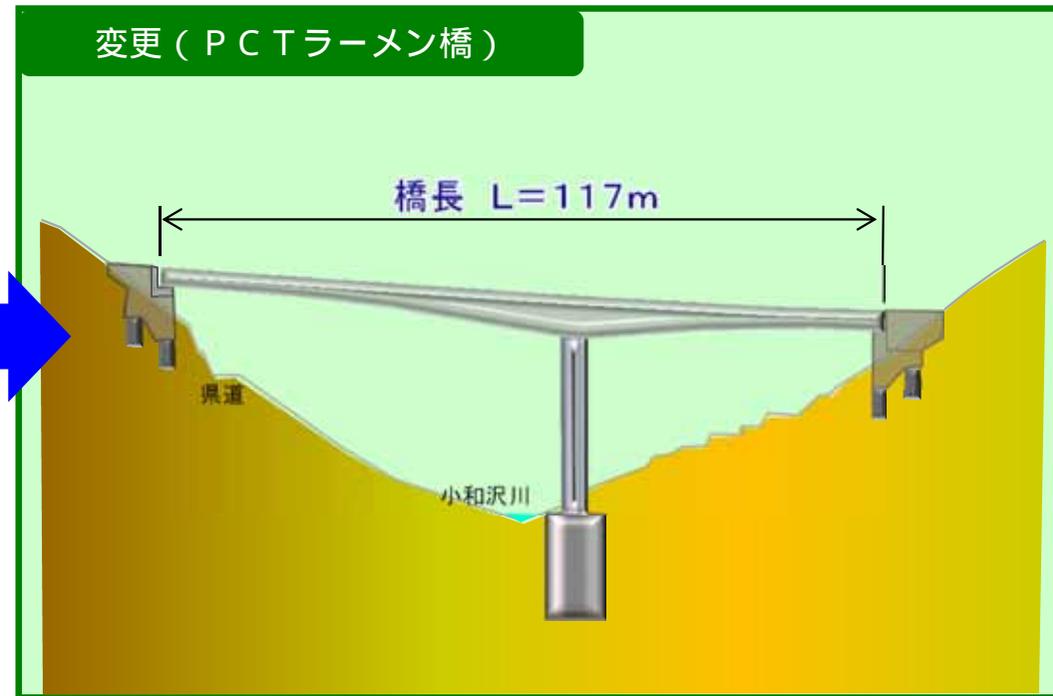
# 4)コスト削減策

## 付替県道井尻八百津線道路橋梁設計

当初（中路式アーチ橋）



変更（PCTラーメン橋）



### ■コスト削減内容

付替県道井尻八百津線区間内にある第2小和沢橋の橋種選定において、当初設計では、産業廃棄物処分場計画に影響を与えない計画としていたが、計画が中止となり、H23に計画地の土地及び所有地も岐阜県に譲渡されたことから橋梁タイプの見直しを行い、コストの約25%削減が可能となった。

### ■コスト削減の要因

橋脚設置が可能となったことで、コンクリート橋梁の採用が可能となった。

### ■コスト削減額

約2.1億円の削減(約8.6億円→約6.5億円)



# 3. 平成25年度予算

## 1) 実施内容

### ○平成25年度予算額

・当初: 7.86億円 業務勘定除く

### ○事業目標

・新丸山ダムについては、引き続き「新たな段階に入らない」ことを基本としつつ、早期の対応方針決定を目指すとともに、地域の意向を踏まえつつ、生活再建事業等を着実に進めるために必要な予算を計上。  
(百万円)

当初

#### 工事費(229.6)

- ①土捨場の流出土砂対策
  - ・口杣沢地区整備(約200)
- ②施設維持等
  - ・維持作業等(約19.9)
  - ・工事監督支援(約5)
  - ・借地料(約4.7)

#### ①土捨場の流出土砂対策

- ・口杣沢地区整備  
ダム建設に伴う土捨場整備のため付け替えた仮設水路は10年以上経過し、老朽化が著しく、腐食による漏水で当土捨場の土砂が流出し、水路下流の国道418号が通行止めとなる等、地域住民の生活に支障を与えていることから、漏水対策を図るための本設水路の整備。

#### ②施設維持等

- ・工事用道路等の施設維持
- ・工事に伴う監督補助
- ・借地料

#### 測量設計費(211.8)

- ①継続調査
  - ・水理水文調査(約5)
- ②その他
  - ・実施方針策定関連(約20)
  - ・特殊補償関連経費(約5)
  - ・付替道路等概略検討(約55)
  - ・環境検討(約63)
  - ・図面作成業務等(約63.8)

#### ①継続調査

- ・基礎調査(ダムサイト地下水観測等)

#### ②その他

- ・ダム検証に係る資料作成
- ・関西電力特殊補償に係わる資料作成
- ・付替道路等のコスト縮減検討
- ・環境影響評価のためのモニタリング調査等
- ・工事発注等に伴う図面作成、発注者支援等

#### 用地費及び補償費(337)

- ①用地補償費
  - ・付替県道井尻八百津線用地買収(約22)
- ②生活再建工事
  - ・付替県道井尻八百津線工事(約315)

#### ①用地補償費

- ・生活再建に係わる付替県道井尻八百津線の用地買収

#### ②生活再建工事

- ・生活再建に係わる付替県道井尻八百津線の道路建設工事

#### 船舶及び機械器具費(6.2)

- ①電気通信施設保守点検等
  - ・電気通信施設保守点検等(約6.2)

#### ①電気通信施設保守点検等

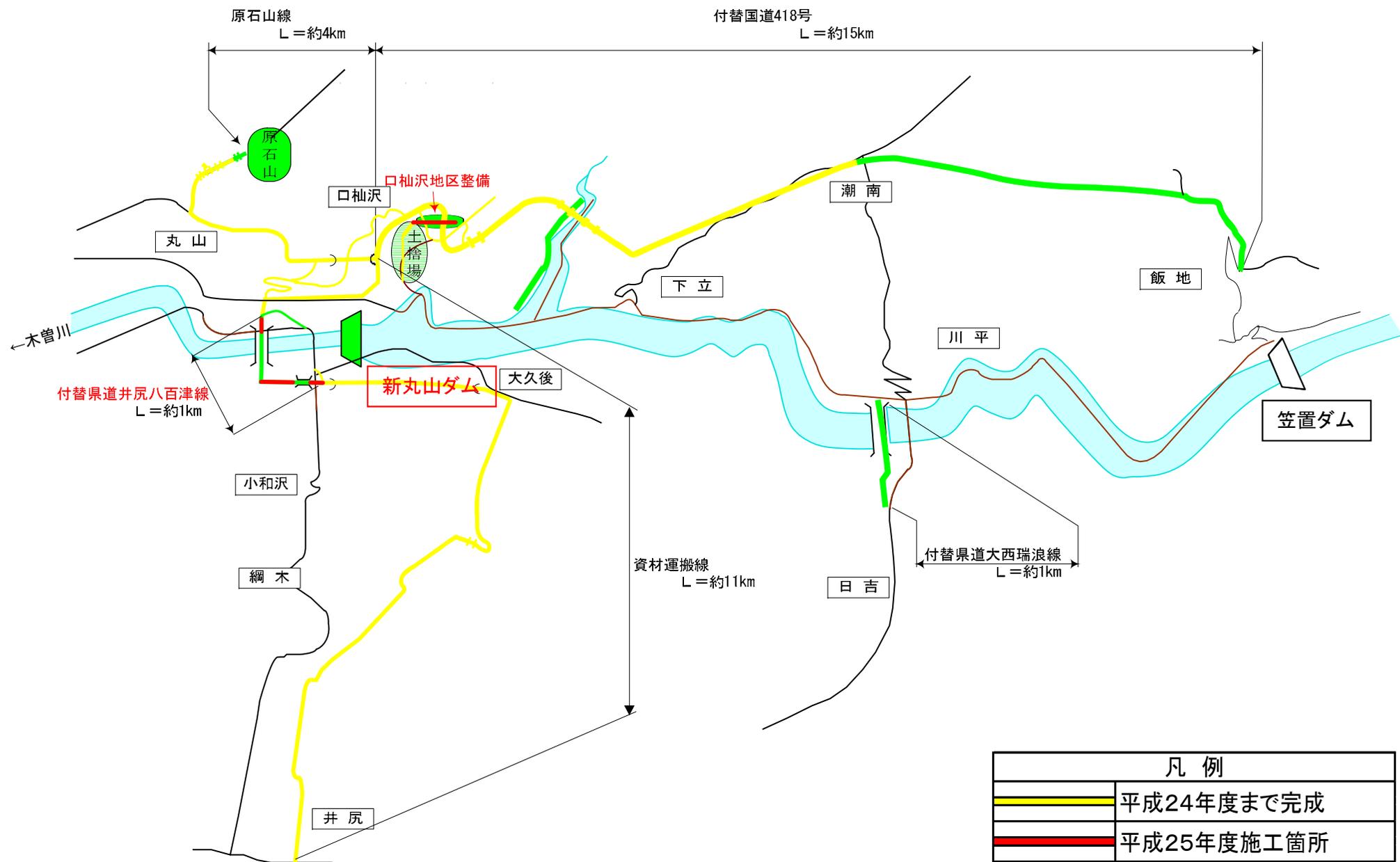
- ・電気通信施設保守点検等

#### 事業車両費(0.9)

- ①車両管理点検等(約0.9)

#### ①車両管理点検等

## 2) 事業実施箇所



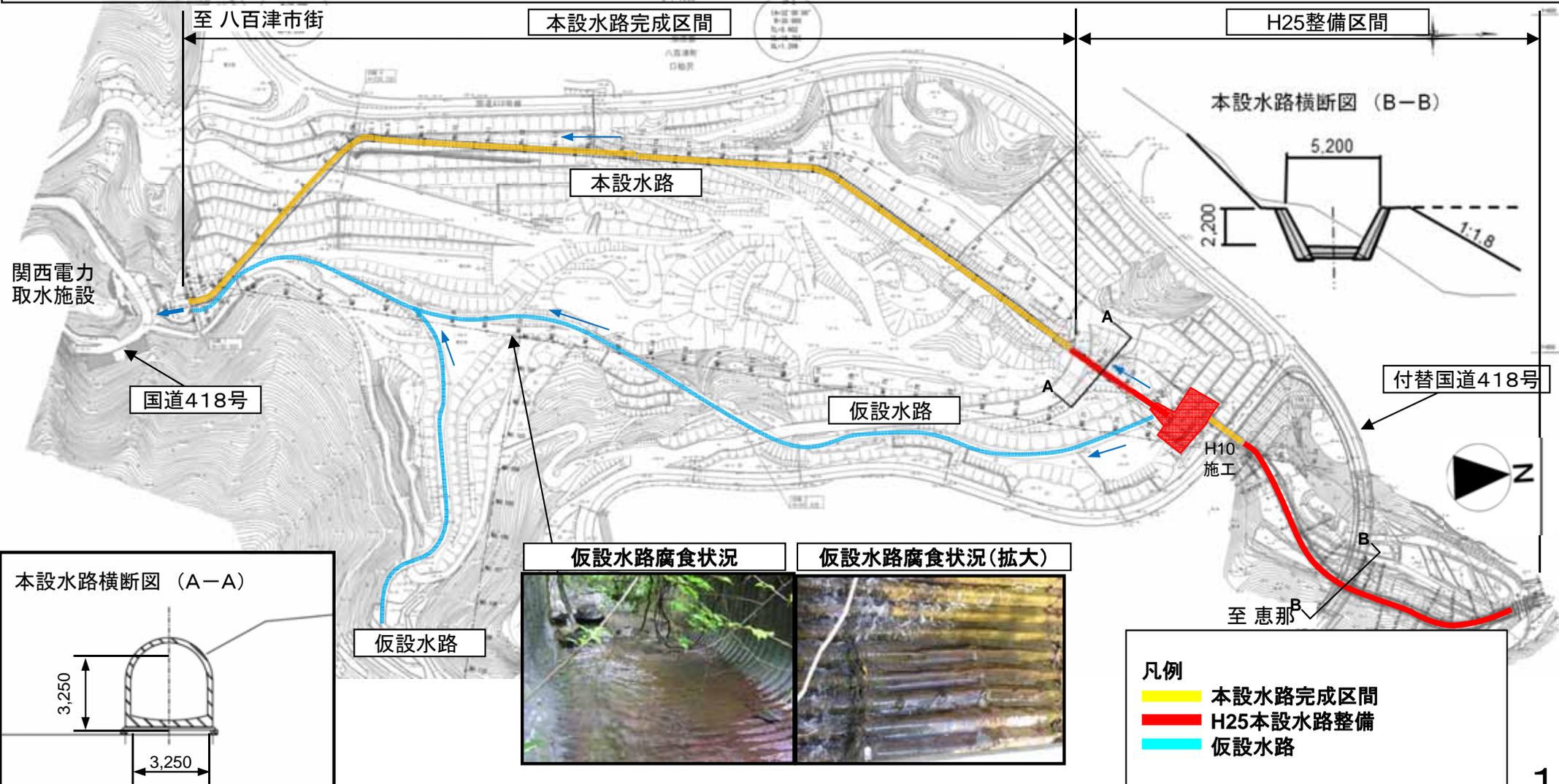
凡例	
	平成24年度まで完成
	平成25年度施工箇所
	未整備
	付け替え対象道路

### 3) 個別説明

#### (1) 口杣沢地区整備

(約200.0百万円)工事費

ダム建設に伴う土捨場整備のため付け替えた仮設水路の老朽化が著しく、腐食による漏水で当土捨場の土砂が流出し、水路下流の国道418号が通行止めとなる等、地域住民の生活に支障を与えていることから、早急な対策が必要であり、本設水路整備を実施するものであり、今年度の施工で一連区間が完成となる。

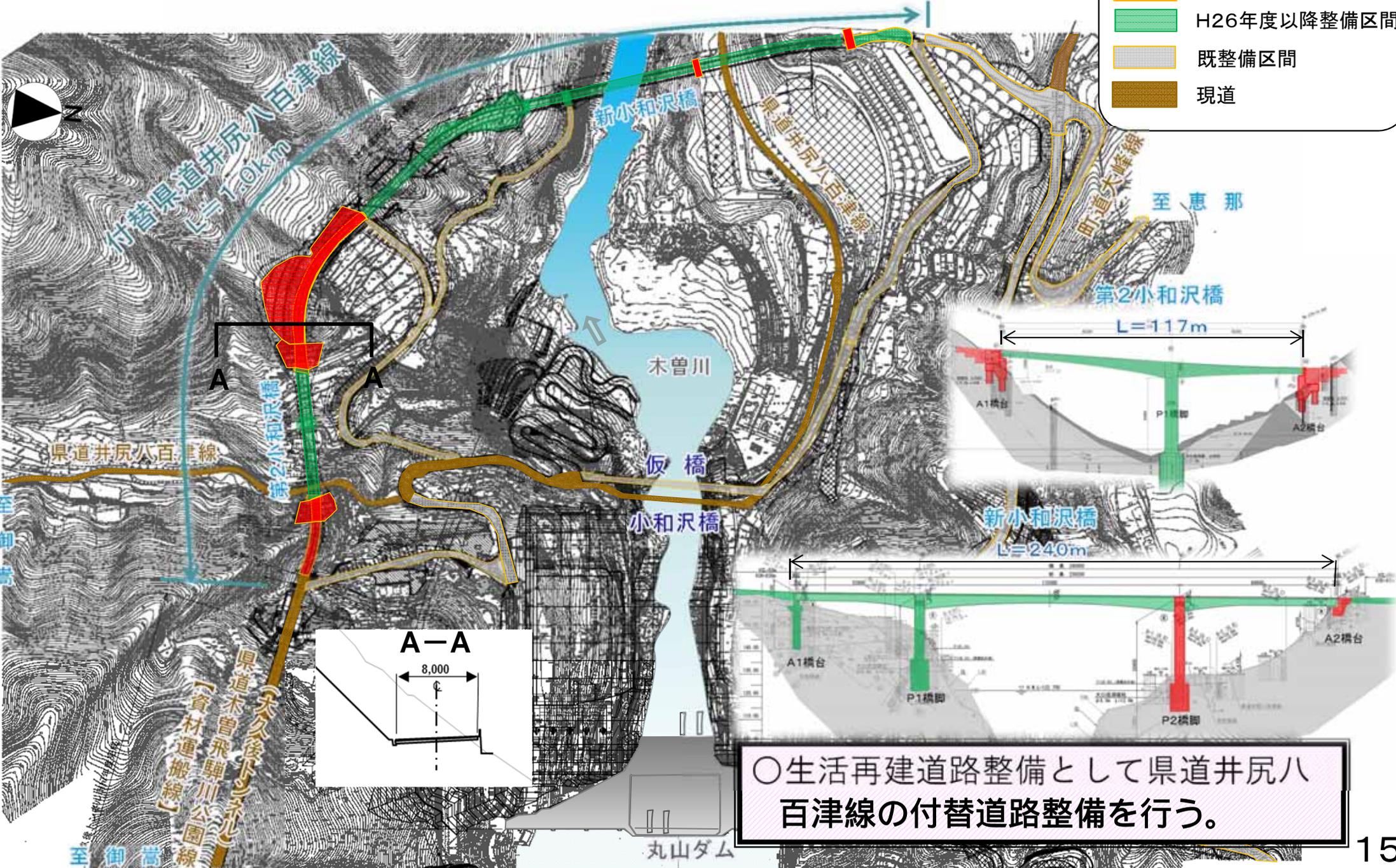


### 3) 個別説明

#### (2) 生活再建工事(付替県道井尻八百津線)

(約315.0百万円)用地費及び補償費

- H25年度整備区間
- H26年度以降整備区間
- 既整備区間
- 現道



○生活再建道路整備として県道井尻八百津線の付替道路整備を行う。